

総合調整会議（2014. 12. 3）

- 日時：平成26年12月3日（水） 午前8時45分～午前9時55分
○場所：栗東市役所3階談話室
○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長からの指示

- ・市議会12月定例会議が開会した。説明責任を果たせるよう、適切に対応すること。
- ・保育士不足により、待機児童が発生している。保育士確保のため、待遇を近隣市に合わせるのかなどを検討する必要がある。市の考え方を整理して、市議会12月定例会議で報告できるようにすること。
- ・商工会との行政懇談会においても出ていた意見だが、小規模事業者振興基本法の公布に伴う具体的な取り組みを検討するように要望されている。平成27年度予算編成において具体的な施策を検討すること。
- ・インフルエンザが流行する時期であり、学校や保育園等における状況を確認し、適切に対応すること。また、高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担額について、議会からも意見が出ているが、草津市と栗東市だけでも合わせられないのかと要望されている。現状や必要性を踏まえて検討していく必要があり、承知願いたい。

2. 審議事項

【案件名】第2期栗東市障がい者基本計画・第4期栗東市障がい福祉計画（案）について

→ 障がい福祉課長から説明

- ・障がい福祉の分野では、国において平成26年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われた。平成25年4月からは、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と名称変更し、基本理念として「地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援すること」が掲げられた。
- ・「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」が成立するなど障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められている。
- ・本市においては、「第五次栗東市総合計画」の基本目標である「安全・安心のまち」として「障

「がいのある人の自立と社会参加を促進するまちづくり」を計画の基本的な考え方として策定している。

- ・各事業やサービスの見込み量については、国が定める基本指針に基づき設定しており、確定した指針が12月下旬に示される予定であることから、内容によっては再度見直しを行う場合がある。
- ・パブリックコメントを12月22日から実施する予定である。

[副市長]

- ・国の指針がこれから示されるとのことだが、パブリックコメントを実施していることとの整合はどのように図るのか。

[障がい福祉課長]

- ・県に確認したところ、本市については大まかな数値は変わらないと聞いており、大きな見直しの必要はないと考えている。変更した内容については、パブリックコメントによりいただいた意見等と併せて、ホームページ等で周知する予定であり、市議会3月定例会議においても、数値を変更した内容を説明する予定である。パブリックコメントと市議会12月定例会議には、この内容で資料提供していく。

[副市長]

- ・国の指針が早く示された場合は、反映しないのか。

[障がい福祉課長]

- ・早く示された場合は、計画案に反映していく。

[副市長]

- ・変わった場合は、総合調整会議と議会説明会にも報告を行うこと。

[元気創造政策課長]

- ・第五次栗東市総合計画後期基本計画の計画期間は平成31年度末までだが、障がい者基本計画は、1年間多い平成32年度末となっている。何か考え方があるのか。

[障がい福祉課長]

- ・次期総合計画の策定が平成31年度末に行われることから、それに伴い見えてくる課題等を踏まえて、次の第3期計画を策定していきたいと考えている。

[環境経済部長]

- ・基本的には上位計画である総合計画との整合を図る必要がある。

[健康福祉部長]

- ・国や県の計画も3年ごとに見直す計画になっており、それに合わせた期間となっている。

[市長]

- ・上位計画である総合計画との整合を図ることを前提に考えるべきだが、個別計画によって国や

県の計画等により、計画期間が一致しない場合もある。各個別計画における計画期間の設定について、適切な理由を整理しておくこと。

区分：決定

【案件名】第6期栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について

→ 長寿福祉課長から説明

- ・本計画は、介護保険法第117条に規定される「介護保険事業計画」であると同時に、老人福祉法第20条の8に規定される「老人福祉計画」であり、介護保険事業の事業量、保険料及びサービスの供給量確保のための方策、並びに高齢者保健福祉施策の方向性を明らかにするもので、上位計画である「第五次栗東市総合計画」に整合を図るとともに、県において策定される「介護保険事業支援計画」との整合を図っている。
- ・64ページ以降の各サービス量の見込みや介護保険事業費と保険料額の見込みの各欄については、国の介護報酬改定の基本的な考え方が示されてから算定等を行うため、空欄としている。

[総務部長]

- ・地域密着型サービスの整備を図っていくといくことは、基本的には介護保険料額は上がるということか。

[長寿福祉課長]

- ・施設整備を行うことで若干上がることになるが、その分在宅サービス量が減るため大幅に上がるということはない。第5期で施設整備を行っていない経過もあり、このような判断をしたものである。

[総務部長]

- ・施設整備は施設待機者の改善に向けた効果が高いのか。

[長寿福祉課長]

- ・施設待機者数が多数いるため、すぐに改善するというものではない。

[副市長]

- ・国の考え方が示される時期はいつなのか。

[長寿福祉課長]

- ・来年1月下旬である。

[副市長]

- ・パブリックコメントを行うにあたり、計画案に介護保険料額が記載されていないことについては、市税と同様にパブリックコメントに馴染むものではないという考え方を前提としており、その理由を整理しておくこと。

[環境経済部長]

- ・ 55ページの「高齢者が住みやすい住環境の整備」について、取り組み内容に住宅課の「木造住宅耐震・バリアフリー改修工事費補助事業」とあるが、他の取り組みはないのか。他市事例では、地元産材を活用や太陽光パネルの設置など、相乗効果が生まれるものと組み合わせて取り組まれている事業もある。併せて考えていく必要があるのではないかと。

[長寿福祉課長]

- ・ この事業以外にも、介護保険制度において小規模改修に対する助成事業がある。

[環境経済部長]

- ・ ここに記載しても良いのではないかと。

[長寿福祉課長]

- ・ 48ページには「すこやか住まい助成事業」の記載がある。記載するかどうか検討したい。

区分：決定

3. 報告事項

【案件名】 まち・ひと・しごと創生に関する現状について

→ 元気創造政策課長から説明

- ・ 平成26年11月21日に地方創生関連法が成立をした。これら法律の成立を受けて、国・都道府県・市町村が地方創生に向け動き出すことになる。
- ・ すでに本市でも、市長から「地方創生コンシェルジュ制度」への選任希望を提出した報告がされたように、この関連法成立により具体的な取り組みを全庁的に進めていくことになることから、現状について報告を行うもの。
- ・ まち・ひと・しごと創生法の概要について、目的は、「日本の人口減少への歯止め」と「東京圏への人口集中是正」を大きな柱として施策を総合的かつ計画的に実施するというものである。
- ・ この目的達成のための基本理念は第2条に規定されているように、「結婚、出産、育児で希望を持てる社会の形成」、「地域特性を生かした魅力ある就業機会の創出」、「国や自治体、事業者の相互連携」など7項目が明記されており、まち・ひと・しごと創生本部の設置や、国・都道府県・市町村の「総合戦略」の策定などについて規定がされている。
- ・ 今日までの動きとしては、現時点において、国と地方が総力をあげて取り組むための指針となる「国の長期ビジョン」と今後5年間の工程表となる「総合戦略」のそれぞれ骨子が示されており、「目指すべき将来の方向」として、結婚や出産に関する国民の希望が実現すると「合計特殊出生率」は1.8程度に改善すると試算され、まずはこの水準を目指すとしている。また、人口減少に歯止めがかかると50年後の2060年には総人口が1億人程度、2090年頃には人口が安定すると推計されている。

- ・また、「基本的視点」として、しごとの創生としては、労働力人口の減少が深刻な地方で若い世代が安心して働けるよう「相応の賃金」「安定した雇用形態」「やりがいのあるしごと」を満たす付加価値を高める。ひとの創生では、地方への新しい人の流れをつくるため、地方での就労や移住・定着を促進させ、若い世代が安心して働き、結婚、出産、子育てができるよう切れ目のない支援を実現する。まちの創生では、しごととひとの好循環を支えるためにまちを活性化させる。そのため中山間地域で生活できる環境の確保や地方都市の連携促進など、地域課題の解決に取り組むことが明記されている。
- ・この骨子に基づき、12月中には具体的な「長期ビジョン」と「総合戦略」が正式決定され、地方に対して、法第9条の規定により、それぞれの「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定が要請される見込みである。
- ・県では10月下旬に関係課長会議が開催されるとともに、11月には「県・市町人口減少問題研究会」が立ち上げられ、11月26日に本市も参加し、情報交換をしたところである。
- ・策定スケジュールについては、国の具体の長期ビジョンと総合戦略が示された後、平成27度中に策定することとなるが、基本的な流れとしては「人口ビジョン」策定後に「総合戦略」の策定という順序になると考えられる。
- ・非常にタイトなスケジュールの中で計画策定を進めていくことになるが、国では地方のしっかりとした取り組みに対しては、情報支援、人的支援、財政支援を全力でしていくという石破茂地方創生担当大臣のコメントからも、本市としてもこれらの支援が受けられるように取り組んでいく必要があると考えている。
- ・この支援のうち、人的支援として「地方創生コンシェルジュ制度」と「日本版シティマネージャー派遣制度」があり、市長判断により「地方創生コンシェルジュ制度」の選任希望書を11月19日に提出したところである。
- ・選任希望書の内容については、本市の長所を生かしたまちづくりを推進するべく、全国的に高い位置を占めている「合計特殊出生率」に関連した様々な戦略を立てていきたいとの意向で申請をしているが、他の長所を生かした戦略を複合させていくことも十分可能であると考えているので、現時点での市長の意向を反映した基本的方向であることをご理解いただきたい。
- ・今後は、これらの要因分析等を精緻に行うなど、相当な事務量が想定されるので、元気創造政策課としては組織体制等も含めて全庁的に協議しながら策定作業を進める必要があると考えているので、必要に応じて随時総合調整会議に付議していく。

区分：了解

【案件名】 守山栗東雨水幹線事業の都市計画決定の変更について

→ 上下水道事業所長から説明

- ・守山栗東雨水幹線事業の出庭工区の事業実施に向けて都市計画決定の変更の事務手続きが行われている。また、出庭工区の埋設ルートについては、国道8号バイパスの整備事業が進捗してきたことから、工事の安全性や将来的な維持管理を踏まえて、バイパスの側道に埋設するようにルートを変更するもの。本件については、市議会12月定例会議において報告する。

区分：了解

【案件名】(仮称) 栗東市地域資源活用ビジョンの策定について

→ 広報課長から説明

- ・本市が将来に向けて活力のある持続的なまちを目指し、市民がいつまでも住み続けたいと感じ、魅力ある都市としての活力を維持していくためには、本市の魅力ある資源を効果的に活用し情報発信することにより、市民の地域への誇りと愛着心を醸成し、地域活力の創出を図っていく必要がある。
- ・このことから、本市の地域資源を今一度再確認し、それらを地域活力の創出に結びつけられるよう、多分野への活用方策を検討するとともに、価値を高めながら元気都市栗東の構築に資するため、地域資源の活用とそのアピール・情報発信に向けた基本的な考え方や方向性を示す「栗東市地域資源活用ビジョン」を平成26年度から平成27年度の2ヵ年で策定する。

[総務部長]

- ・計画期間が平成27年度から平成31年度まで、計画策定期間は平成26年度から平成27年度となっているが、重複する部分の説明はどのように考えているのか。平成27年10月に計画を策定するのであれば、計画期間もそのようにする必要はないのか。

[広報課長]

- ・当ビジョンにおいて、骨子の策定に併せて平成27年度と平成28年度に取り組むべき具体的な事業についても盛り込む予定であることから平成27年度を始期としている。

[市長]

- ・当初に計画していた予定から遅れているが、平成27年度には具体的な取り組みを示していく必要がある。関係部課と連携して、適切に対応していくこと。

[環境経済部長]

- ・龍谷大学に農学部が平成27年度から新設されると聞いている。当ビジョンにおいて重要な位置にある農林産物の活用のためには学術機関との連携が重要であり、外部委員に入ってもらいたいことなどを検討してもらいたい。

[政策推進部長]

- ・検討したい。

区分：了解

4. 閉会

副市長からの挨拶

- ・市議会12月定例会議が開会した。個人質問や各常任委員会の審査において、適切に説明等が行えるよう準備すること。
- ・平成27年度予算編成について、各部で取りまとめを行っている内容に目を通して、予算編成方針や所信表明等の内容が十分に反映されているか再度確認すること。

以上